

議案第10号

日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

## 日野町職員等の旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

内国旅行の日当額、宿泊料、鉄道賃、船賃について、処遇の改善及び現状に合うように所要な改正を行う。

### 2 改正内容

概ね100キロを超える内国旅行について、日当を1,100円支給する。支給しない出張地については、別表で定めるとおりとする。

宿泊料について、職務により区分を定めているところを一律とし、県内9,800円、県外10,900円とする。

鉄道賃、船賃について、職務により区分を定めているところを一律とする。

### 3 附則

平成31年4月1日から施行する。

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
 日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行(片道150キロメートル以上のもにに限る。)</u>において、<u>当該料金を支給することが適当と認められる場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u>  <u>ア 3級以上の職務にある者については、1等の運賃</u>  <u>イ 2級以下の職務にある者については、2等の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</u>  <u>ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金</u>  <u>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(4) <u>3級以上の職務にある者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行(片道150キロメートル以上のもにに限る。)</u>をする場合には、<u>同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>
<p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、</u></p>	<p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、</u></p>

中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 略

(4) 略

(5) 特別船室料金を支給することが適当と認められる場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 略

別表(第17条—第22条、第25条関係)内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		県内	県外	
25円	1,100円	9,800円	10,900円	2,200円

次に規定する運賃

ア 3級以上の職務にある者については、中級の運賃

イ 2級以下の職務にある者については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 3級以上の職務にある者については、上級の運賃

イ 2級以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 略

(4) 略

(5) 3級以上の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 略

別表(第17条—第22条、第25条関係)内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			県内	県外	
<u>3級以上の職務にある者</u>	25円	2,200円	9,800円	10,900円	2,200円
<u>2級以下の職務にある者</u>	25円	2,200円	7,800円	8,700円	2,200円

備考

日当の額

出張地	日当の額
鳥取県内 島根県 安来市 松江市 雲南市 出雲市 太田市 江津市 仁多郡 飯石郡 邑智郡 岡山県内 広島県 庄原市 三次市 安芸高田市 府中市 福山市 尾道市 三原市 竹原市 東広島市 神石郡 世羅郡 山県郡(北広島町)	支給しない

備考

(1) 日当の額

出張地	日当の額
鳥取県 米子市 境港市 日野郡 西伯郡 東伯郡(赤碕町 東伯町 関金町) 島根県 安来市 八束郡(東出雲町 八雲村 八束町) 能義郡 仁多郡(横田町) 岡山県 新見市 阿哲郡 真庭郡 上房郡(北房町) 苫田郡(富村)	支給しない
鳥取県 上記を除く県内 島根県 松江市 平田市 出雲市 太田市 仁多郡(横田町を除く) 八束郡(東出雲町 八雲村 八束町を除く) 簸川郡 大原郡 飯石郡 岡山県 上記を除く県内 広島県 庄原市 三次市 府中市 福山市 尾道市 比婆郡 双三郡 高田郡 甲奴郡 上石郡 深安郡 芦品郡 世羅郡 御調郡 加茂郡(黒瀬町を除く)	定額の2分の1に相当する額

(2) 2級以下の職務にある者の旅行で、その者が3級以上の職務にある者と同一の用務により同行し、かつ、同泊した場合における宿泊料の額は、3級以上の職務にある者につき定める定額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。